慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法二九一〕 交換先の倒産のために融通手形の決済ができなかった会社の代表取締役の責任
Sub Title	
Author	並木, 和夫(Namiki, Kazuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.3 (1989. 3) ,p.111- 115
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890328-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　二九一〕　交換先の倒産のために融通手形の決済ができなかった会社の代表取締役の責任

（東京地判昭和五八年九月五日
昭和五七（ワ）一四六四三号損害賠償事件
判例タイムズ五一五号一六〇頁）

〔判示事項〕

交換先の倒産のために融通手形の決済ができなかった会社の代表取締役には、業務執行について悪意または重過失がなく、商法二六六条ノ三違反の責任を負うものではない。

〔参照条文〕

商法第二六六条ノ三

〔事　実〕

訴外A会社は、被告Yが建築用および家庭用金物の製造販売を目的として設立した、年商二億円の株式会社であり、被告Yが代表取締役となり、その妻および父を取締役とする個人会社であった。

訴外A会社は、昭和五六年九月に、取引先の訴外B会社から融通手形の振出を依頼され、同社との取引の拡大を図る目的で、同社と融通手形を交換した。その間、昭和五六年九月と昭和五七年三月の二回にわたり、取引先から受取った手形が不渡になり、また、建築業界の不況による需要の低迷から、次第に経営が苦しくなり、本件原告X会社との取引を開始した時期である昭和五七年四月からは、取引先の訴外C会社とも融通手形を交換したり、金融業者から高利の融資を受けるなど、資金繰りは苦しかった。

訴外A会社と原告X会社との取引は、一部の現金支払を除いては、毎月末にその月の売買代金を締切って、翌月末に、約四月後の日を満期とする約束手形を交付して代金を支払うものであり、訴外A会社の原告X会社に対する最終の発注は、同年七月二〇日頃に行われ、その納入は、同年八月一一日に行われている。

すなわち、訴外A会社は、昭和五七年四月頃から八月迄の間に、原告X会社から、金属加工品を代金合計五三四万二二〇円

で買入れ、その中同年六月迄の買入れ分の支払いのために、約束手形五通（金額四〇万円、六四万円、七一万四、五六五円各一通、金額七〇万円二通）を、原告X会社を受取人として振出し、残りの二一八万七、六七五円については、買掛債務のままとしていた。

しかるに、原告X会社が訴外A会社に最後に製品を納入した日の翌日である同年八月一二日になって、前記融通手形の振出人である訴外B会社の代表取締役が行方不明になり、同日満期の訴外A会社が所持する手形が不渡となったために、訴外A会社は、自己が振出した同月二〇日満期の手形の支払ができずに、銀行取引停止処分を受けた上、同年九月六日に破産宣告を受けた。

かくて、訴外A会社が、原告X会社に対して振出した五通の約束手形および原告X会社に対して負担するその余の買掛債務の支払ができないことが明らかとなり、原告X会社は、訴外A会社振出の約束手形を含む代金合計五三四万二、二四〇円が全く回収不能に陥ったため、商法第二六六条ノ三にもとづき、被告Yに対して、同額の損害賠償金とその遅延損害賠償金の支払いを求める訴を提起した（但し、原告X会社が主張する被告Yの「職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失」の内容は、判例タイムズに省略されているので、明らかでない）。

なお、被告Yとしては、この間、訴外A会社のために懸命の努力をしていたのであって、振出した手形が決済できないような事態が生じるとは全く考えていなかった。

〔判　旨〕

請求棄却

認定した事実をもとにして被告の責任について考えるに、訴外会社の経営破綻を招いた遠因は、被告が需要の低迷状態にあるにもかかわらず、取引拡大をねらって信用不安のある取引先と融通手形を交換する挙に出たことにあり、結果的には被告が訴外会社の代表取締役としての経営判断を誤ったものといわざるを得ない。しかしながら、訴外会社が原告と取引を行うについて、被告は訴外会社が苦しい状態にあるとはいえ、近い将来に破綻が訪れ、支払ができなくなる事態が生ずるとは全く考えていなかったことは前記認定のとおりであって、融通手形の交換先であるB会社が不渡事故を起こしたことは、被告の予想外の出来事であり、それを予知させるような徴候があったことも証拠上これを認めることができない以上、訴外B会社が不渡を出し、ひいてはそれが訴外会社に致命的な打撃を与え、支払不能の事態を招来するであろうことを被告が見通し得なかったからといって、訴外会社の代表取締役たる被告の業務執行につき悪意又はそれに匹敵するほど重大な過失があったということはできない。

また、融通手形の交換や高利の資金の導入はたしかに会社経営上危険を伴う行為であるけれども、本件においては、これが代表取締役に与えられた経営上の裁量の範囲を逸脱した著しく

不合理な選択であったとまで判断しうる証拠はなく、この点においても悪意又は重過失による任務懈怠があると認めることはできない。

〔研　究〕

判旨に賛成

本件において、裁判所が、被告Yの責任を認めなかった理由として挙げたのは、

第一に、被告Yが訴外A会社のために訴外B会社と融通手形を交換するに当り、訴外B会社が不渡を出し、それが訴外A会社に致命的な打撃を与え、支払不能の事態を招くであろうことを、被告Yが見通すことができなかったことが、取締役としての職務の執行につき悪意または重大な過失があったとはいえないこと、および

第二に、融通手形の交換や高利の資金の導入が、取締役の職務の執行につき悪意または重大な過失があったとはいえないことである。

商法第二六六条ノ三第一項にいう「取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキ」とは、取締役が悪意又は重大な過失により、その職務（任務）を怠ったことであり、取締役の職務の懈怠と第三者の損害との間に相当な因果関係がある限り、当該取締役がその第三者に対して、損害賠償責任を負うべきことは、判例（最判昭和四四年一一月二六日民集二三巻一一号二一五〇頁、同昭和五一年六月三日金融法務八〇一号二九頁）および通説（田中誠二「再全訂会社法詳論上」六四六頁、鈴木＝竹内「会社法」二二九頁、大隅＝今井「新版会社法論中Ⅰ」二四〇頁、神崎「新版商法Ⅱ」三〇〇頁等）が認める通りであり、本件判旨もそれにしたがって事実審理を行った上、本件事実関係の下においては、被告Yに悪意または重大な過失による取締役の職務懈怠はないと認定したのであって、その結論は正当である。

商法第二六六条ノ三第一項は、第三者を保護するために、取締役が故意または過失によって第三者の権利を侵害しない場合であっても（民法第七〇九条参照）、「悪意又ハ重大ナル過失」による取締役の職務の懈怠（任務違反）によって第三者が損害を被った場合に、取締役に特別の責任を認めるものであると解すべきであり、「悪意又ハ重大ナル過失」は、職務懈怠（任務違反）について存在すれば足り、第三者の権利侵害について存在する必要はないとする判例・通説は、正当である。

商法第二六六条ノ三第一項は、取締役が第三者に対して損害賠償責任を負う要件として、「取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ…」と定めており、それは、取締役が、故意または重大な過失によって、取締役の職務を怠ったとき、すなわち、故意または重大な過失による任務違反があった場合を意味すると解されるが、判例は、「取締役が悪意又は重大な過失により、会社に対する善管注意義務、忠実義務に違反し」たことであると解している（最判昭和五一年六月三日、金融法務八〇一号二九頁）。商法第二六六条ノ三による責任を生じ

させる行為の違法性は、かかる職務の懈怠（任務違反）であり、それは、判例がいう善管注意義務（商法第二五四条三項、民法第六四四条）ないし忠実義務（商法第二五四条ノ三）違反と同趣旨と解され（同説、龍田「新版注釈会社法（6）」三〇三頁）、その内容は事案によって著しく異なる（同説、龍田、前掲書三〇三）。

重大な過失の前提となる過失の意義については、「ある行為によって一定の結果が発生することを知りうべきであるのに、それを知らずにしたという場合であり、したがって、予見可能性ということが過失の要件となる。」と解されているが（加藤「注釈民法（19）」二二頁）、最近は、従来の過失を主観的心理状態と解する説より、客観的な損害回避義務違反と解する説が有力となっており（森島「不法行為法講義」一八二頁以下）、結果回避義務の存否を規定する要因として、①加害者の行為から生ずる損害発生の危険の程度ないし蓋然性の大きさ、②被侵害利益の重大さ（①および②をもってリスクと呼ぶ）、および③結果（損害）回避義務を負わせることによって犠牲にされる利益（コストと呼ぶ）を挙げ、①②のリスクと③のコストの比較衡量の結果、結果回避義務の内容が判断されるとしたり（平井「損害賠償法の理論」四〇二頁以下）、①結果の発生の可能性の大きさと、②結果が発生した場合に予想される被侵害利益の重大さ（リスク）と、③結果回避義務を負担させることによる犠牲（コスト）の比較衡量によって、結果回避義務の存否と内容が決定されるとする（森島、前掲書二〇二頁、同説、前田「民法（不法行為法）」四〇頁以下）。

過失の概念については、さらに十分な研究が必要であるが、要するに、過失は、結果の発生が予見可能であったにもかかわらず、結果の発生を予見せず、よって、結果の発生を防止すべき処置を採らなかったことであり、換言すれば、予見可能な結果に対する回避義務違反と解すべきである（同説、東京地判昭和五三年八月二日時報八九九号二八九頁）。

そして、回避義務の存否と内容は、行為の結果として予見される危険（リスク）の大きさと、回避のために犠牲とされる利益（コスト）との比較衡量によって判断されるべきであると考える。

商法第二六六条ノ三第一項の重大な過失による職務懈怠（任務違反）もまた、この見地によって、理解されるべきであり、それは、「それ自体が評価を含む、高度に加工された法的概念」であり、（龍田、前掲書三〇三頁）、結局は価値判断の問題である。

さて、判旨第二は、融通手形の交換や高利の資金の導入は、本件において、代表取締役に対して与えられた経営上の裁量の範囲を逸脱した著しく不合理なものであったとする証拠はなく、この点についての悪意または重大な過失による任務懈怠があると認めることはできないとしたのであるが、これは正当である。

融通手形の交換や高利の資金の導入は、会社経営上、危険を伴う行為であることは当然であるが、社会的に非難される行為ではなく、また、商取引の慣行上も決して不合理な行為ではなく、取引慣行上一般に認められていることであり、融通手形の交換や高利の資金の導入によって、資金繰りに窮した会社が窮

状を打開して発展できることは、実際界においては広く実証されており、訴外A会社は、昭和五六年九月と同五七年三月には、取引先からの受取手形が不渡となって、相当額が回収不能となり、資金繰りが圧迫され、さらに、当時の建築業界の景気の冷込みによる需要の低迷による経営の窮状を、従来から行っていた訴外B会社との融通手形の交換の継続と、新たに訴外C会社との融通手形の交換に加えて金融業者から高利の融資を受けるなどして打開し、経営の再建に努力していたのであるから、訴外A会社が融通手形の交換や高利の資金の導入をしないことによるA会社の犠牲（コスト）と、それをすることによりA会社が被る危険（リスク）とを比較するとき、被告Yが訴外A会社のためにする融通手形の交換や高利の資金の導入を以て、重大な過失による任務違反であるということはできない。

判例は、融通手形の交換による会社倒産につき、取締役の重過失による任務違反を認めたこともあったが（最判昭和五一年六月三日金融法務八〇一号二九頁）、これは、取締役において、手形の融通先が事業不振であることを知りながら融通手形を振出したものであり、その後、判例は、取締役が会社のために関係会社に対して数通の融通手形を振出したところ、関係会社の倒産により、関係会社から受取った交換手形の支払を受けられなくなったために、その融通手形を支払うことができなくなった場合につき、融通手形の振出当時関係会社の倒産を予想していなかった以上は、重大な過失による任務違反はないとしたが、関係会社の倒産後に関係会社に対して融通手形を振出したことについては、「それが倒産会社によって確実に決済されることを期待することができるような特別の事情がない以上」重大な過失による任務違反があるとした（最判昭和五一年一〇月二六日金融法務八一三号四〇頁）。

下級審判例は、責任肯定例と、責任否定例に分れているが、最近は、責任否定例が増加しつつある（吉川「取締役の第三者に対する責任」六頁）。その理由としては、「自社が資金繰りに窮しているほど、多少不安な相手とも融通手形を交換して運転資金を獲得し倒産を回避することが経営者に求められることが少なくない。」という、「取引社会の現実」が挙げられる（吉川、前掲書一六頁）。

判旨第一は、被告Yが訴外A会社のために、融通手形を交換するに当り、訴外A会社が不渡りを出し、ひいてはそれが訴外A会社に致命的な打撃を与え、支払不能の事態を招来するであろうということを予見し得なかったことが、悪意または重大な過失による取締役の任務違反に当たらないとするが、これは正当である。訴外A会社が訴外B会社と融通手形を交換することは、訴外A会社の経営の改善のために有益な行為であり、商慣行上も認められることであり、訴外B会社が不渡事故を起こすことを予知させる徴候がなかった以上は、結果の予見可能性がなく、悪意または重過失による任務違反がないのは当然である。

並木　和夫